

# トライアル発注商品募集のお知らせ

平成25年10月から  
「富山市トライアル発注制度」を導入しました！



## ◆トライアル発注制度の概要◆

市内中小企業の開発したアイデアあふれる新商品を「トライアル発注商品」として認定し、市が率先して購入するものです。

- ※ 使用後は、その意見を事業者の方にお伝えします。
- ※ 認定商品の購入をお約束するものではありません。



## ◆対象となる商品◆

「富山県トライアル発注制度」の認定を受けた商品  
環境関連商品、飲食料品、  
建築資材、福祉関連商品等  
※発売からおおよそ3年以内の商品です。

## ◆対象事業者◆

市内に主たる事業所を  
有する中小企業者

富山市では、市内中小企業の皆様が開発した、アイデアあふれる新商品を応援しています。



明日の「ふつう」のタネをまこう。

## ◆問い合わせ先◆

富山市商工労働部企業立地課

TEL : 443 - 2232

FAX : 443 - 2183

E-mail: kigyouritti(at)city.toyama.lg.jp

※ (at)は@に置き換えてください。

## ◆申請方法◆

認定申請書に下記の関係書類を添付して提出してください。

1. 実施計画書
2. 定款
3. 最近2営業期間の決算書及び営業報告書
4. 富山県トライアル発注事業者認定書
5. 市税の完納証明書
6. 新商品に関する資料
7. その他市長が必要と認める書類



申請書、実施要綱等は企業立地課のHPからダウンロードできます。



## ◆認定までの流れ◆

1. 市企業立地課に申請  
↓
2. 「富山県トライアル発注商品」  
として市長が認定  
↓
3. 認定事業者の公表  
↓
4. トライアル発注の開始

※詳しくは実施要綱をご覧ください。